

社会保障に係る資格における マイナンバー制度利活用について

2020年11月20日

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会
構成員 長島 公之（公益社団法人 日本医師会 常任理事）

論点1(1)「登録の申請時(免許取得時)」について

論点

- 申請時にマイナンバーを登録した者については、従来免許取得時に求めている戸籍抄(謄)本又は住民票の写しの提出を省略することについて。
- 申請時にマイナンバーを登録し、かつマイナンバーカードを所有している者については、戸籍抄(謄)本等の省略に加えて、免許取得時に係る手続きをオンラインで完結させることについて。

見解

- マイナンバーを登録したものに関して、戸籍抄(謄)本や住民票の提出を省略することは、マイナンバー制度のそもそもの趣旨や申請手続きの簡素化に鑑みて導入しても問題ないと思われる。
- マイナポータルを通じて申請する際にマイナンバーを登録するのであれば、マイナンバーカードを持ってない申請者は、一部書類が省略できるだけで、厚労省等に持参する必要が残る。資料上、明確にしておくべきではないか。
- 完全にオンラインで完結させる場合、申請者が確かに申請してきた者であり、資格試験合格者であることを間違いなく確認できなければ、厚労省の資格簿になりすました者が登録されて、その資格の業ができるという深刻な事態となる。マイナンバーカードによる本人確認前提とはいえ、少なくとも、その申請者と試験合格者が同一人物であるという何らかの紐付けの仕組みは入れる必要がある。それができなければ、従来通り、持参の上、マイナンバーを登録することとなり、その場合は戸籍抄(謄)本省略が限界だと思われる。
- 診断書については電子情報での発行の普及を図るとなっているが、具体的な方策を同時に検討しなければ、一部紙が残り、利便性は損なわれる。HPKI電子署名された診断書を貼付すれば解決可能である。

論点1(2)「登録事項(氏名、本籍地都道府県名、性別等)の変更時(免許の書換え時)」について

論点

- マイナンバーを登録した者については、従来免許の書換え時に求めている戸籍抄(謄)本又は住民票の写しの提出を省略することについて。
- マイナンバーを登録し、かつマイナンバーカードを所有している者については、戸籍抄(謄)本等の省略に加えて、免許書換え時に係る手続きをオンラインで完結させることについて。

見解

- 基本的には、論点1-1での見解の通り。
- 確実に本人と試験合格者が紐付いた状態で管理され、かつ、紙が残らず全てオンラインで完結させることができるのであれば、導入しても問題ないと思われる。

論点1(3)「死亡時」の取り扱いについて

論点

- 現状、死亡届(登録抹消申請)数が実際の死亡者数より少なく、提出されるべき届出の多くが未提出である点に鑑み、死亡届出制度は存置しつつも、死亡を理由とする職権での登録原簿抹消を行うこととし、登録原簿内容の正確性の向上を目指すことについて(免許証等の返還は求めないこととする)。

見解

- 正確な資格者の把握と登録原簿の正確性向上のために実施すべきと考える。

論点2「マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示」 について

論点

- 資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの本人認証を活用して証明、提示できるようにする(必要性の高い資格から順次導入)ことについて。
- PCまたはカード読み取り機能の付いたスマートフォン等からマイナポータルにログイン後、本人の資格情報を照会し、取得した資格情報を第三者に証明、提示することについて。

見解

- マイナンバーカードの本人認証を活用して、マイナポータルの情報を見せることを実施できるのは本人のみである。医療機関の雇用時に資格情報を提示する必要はあるため、否定はしない。しかし、わざわざ医療機関の採用窓口(事務局)で、マイナンバーカードをかざしてPINを入力して画面を見せるのは現実的ではないため、スマートフォンのデジタル証明書のような表示の方策を考えるべき。また、通常の診察時や緊急救護時に、わざわざマイナポータルにログインしてまで、資格を提示する手間をかけさせるのも疑問が残る。
- 更に、複数の資格保有者は、その場には関係ない資格を見せることにならないか。マイナポータルは、基本的に税の情報など、資格だけでなく、個人にまつわる情報を本人が見るのが基本である。資格者向けにマイナポータルのインターフェイスを改良する必要もあるのではないか。
- マイナンバーカードは、国民側の証明・認証として活用し、資格者は資格者の証明をリアル世界でも電子世界でもできるものとして、紙の免許証やHPKIカード等が別途あるべきである。

論点3「マイナンバー制度を利活用した資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用」について

論点

- 現在既に業務従事者届及び離職届の存在する看護師等を対象に、実施を図ろうと考えているところで、その他の資格については、看護師等で構築する仕組みをもとに、必要性も勘案しながら検討する予定としていることについて。

見解

- 医師の場合も、就労支援という形での取り組みは考えられなくはないが、機械的に偏在問題を解消するといった議論にならないよう、個人情報取り扱いの観点からも、他資格者への適用は慎重な扱いを求める。

その他の論点「マイナンバーの登録方法」について

論点

- マイナンバーの登録方法として、現在想定している進め方について。

見解

- 医籍簿に関しては、姓の変更や死亡届が適切になされていないなどの理由で、不正確な情報が登録されているケースや、医籍簿登録者数が実際の医師数とは全く異なっている現状がある。国が管理する資格者の名簿であるなら、これを機会に正確な情報把握に努めてもらいたい。

その他

論点

- 資格におけるマイナンバー制度利活用について、資格保有者自身にとってのメリットを更に高めるための活用方策について。

見解

- 新規資格取得者に関しては、想定している進め方で概ねよいのではないかと見られる。資格保有者の場合、医師に関しては、三師調査の届出が法定義務になっていることから、この届出時に登録を求めるのが現実的ではある。しかし、勤務場所によっては、病院事務局がとりまとめて記載、本人に確認の上、届出する場合もあることから、マイナンバーの取り扱いについて事務方の負担が増さない工夫が必要である。また、オンラインでの届出も検討すべきではないか。